

## 72. アフリカ工業所有権機関（OAPI）（OA）

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
72 ア フ リ カ 工 業 所 有 権 機 構 （ O A P I ） （ O A ）	1	Brevet d'Invention 特許発明明細書  O A P I 加盟国（仏語圏） ベニン コートジボアール カメルーン マリ モーリタニア チャド ニジェール ガボン 赤道ギニア トーゴ ブルギナファソ 中央アフリカ コンゴ セネガル ギニア	仏 語	不 定	1980 ~ 1966 ~ 1992 CD-ROM	3960 ~		特 許 番 号 順
	2	Bulletin Officiel （O . A . M . P . I） 工業所有権公報	仏 語	不 定	1966 ~ 1972			発行日順
	3	Bulletin Officiel （O . A . M . P . I） 工業所有権公報	仏 語	不 定	1966 ~			発行日順
	4	Table des Brevet et Certificats d'Addition 特許、追加特許索引	仏 語	不 定	1967 ~ 1972			発行日順

概 要	備 考
1. フロントページ 書誌的事項。発明の名称、要約 2. 次ページ以降 クレーム及び図面	1. 種 類 (1) 発明特許 (2) 追加特許 (3) 実用新案 2. 存続期間 (1) 出願日から10年（5年づつ2回延長可） (2) 原特許残存期間 (3) 出願日から5年（3年1回延長可） 3. 異議は公告から6ヶ月 4. 実施義務 特許日から3年、出願日から4年以内(いずれか遅い方) 5. 1966～1970年までは協定名がO.A.M.P.I (Office Africaine et Malagache de la Propriété Industrielle の略)であったが1980年に同協定からマダガスカルが脱退したため、O.A.P.Iと名称を変更した。 6. IPCを使用 7. 特許法は特殊な「医薬特許」を除いてはフランス特許法と同様である。
1. 一般事項 2. 特許発明及び追加特許発明抄録 (書誌的事項) 3. 登録番号順商標見本 (書誌的事項、商標見本、更新) 4. 登録意匠 5. リプレビル協約による(商標)占有権の暫定協定 6. 特許付与及び追加特許目次 7. 分類別目次 8. 記号の説明 B .....特許 C A .....追加特許 M V .....占有権	1977年以降はO.A.P.I工業所有権公報(整理番号3)に継続 指定国はなく自動的に全加盟国に及び 種類 1. 特許 —— 出願から10年（5年づつ2回延長可） 2. 追加特許 原特許存続期間 3. 実用新案 出願日から5年（3年延長可、最長8年） 特許付与は特許公報に公告される 異議制度なし（無効処分は裁判所） 明細書は仏又は英語出願
1. 一般事項 目次... I N I Dコード説明、料金等 2. 特許関係 (1) 特許番号順索引（書誌的事項） (2) 分類別索引（分類 特許番号） (3) アルファベット順権利者名索引（権利者 特許番号、分類） 3. 商標関係 (1) 登録番号順商標見本 (書誌的事項、商標見本) (2) 商 号 (3) 更新登録 4. 意匠関係 分類別目次（書誌的事項） 5. 訂正関係	1. 商 標 1) 期 間 出願から10年（10年づつ更新可） 1982.2.8以前は出願日から20年 2) 分 類 国際分類 (商品34、サービスマーク8) 3) 審 査 無審査 出願日 = 登録日 異議公告から6ヶ月 2. 意 匠（1982年発行「バンギ協定」） 1) 期 間 出願日から5年 （5年づつ2回更新可、最長15年） 2) 審 査 方式のみ 異議なし
1. 分類別索引（Section A～H） 2. 分類別特許目次 3. アルファベット順権利者名索引	